

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置を踏まえた対応について(区域追加)

令和3年4月12日

日本下水道事業団

当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、役職員を対象に在宅勤務（テレワーク）及び時差勤務の積極的な活用を図り、社会的に要請される業務の継続を図っております。

4月9日、東京、京都、沖縄の3都府県に特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。期間は4月12日からで、京都と沖縄は5月5日まで、東京は5月11日までとなり、対象地域は東京都が23区と八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市の6市、京都府が京都市、沖縄県が那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、糸満市、豊見城市、南城市、名護市の9市となりますが、引き続き、下記のとおり適切な感染防止策等に取り組むこととしております。皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

記

勤務体制等：可能な限り最大限テレワークを活用

テレワーク勤務以外の職員等は時差勤務を積極的に活用

出張はTV会議等を活用する等原則控える

以上